

議案の正誤について

平成26年生駒市議会（第6回）定例会議案の一部に誤りがありました。

正しくは、次の正誤表のとおりです。

平成26年12月9日

平成26年生駒市議会（第6回）定例会議案正誤表

議案名	箇所	誤	正
議案第88号 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	議案書 66ページ 下から4行 目	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項____及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) 略	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、 <u>第2項</u> 及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) 略
	議案書 90ページ 上から2行 目、8行目、 9行目	附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業者等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第	附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業者等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第

		<p>15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、<u>第23条第1項</u>(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。) 及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。) 及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、<u>第34条第1項</u>(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。) 及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、<u>第44条第1項</u>(調理員に係る部分に限る。) 並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p>	<p>15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、<u>第23条第1項本文</u>(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。) 及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。) 及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、<u>第34条第1項本文</u>(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。) 及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、<u>第44条第1項本文</u>(調理員に係る部分に限る。) 並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p>
<p>議案第89号 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p>	<p>議案書 95ページ 下から6行 目</p>	<p>(職員) 第10条 略 2～4 略 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は<u>補助者</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(職員) 第10条 略 2～4 略 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は<u>補助員</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>